

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(一) 令和四年四月二十八日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第二十二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三生活衛生課の表中二十四の項を二十五の項とし、二十三の項を二十四の項とし、二十二の項の次に次のように加える。

二十三 愛玩動物
看護師法(令和元年法律第五十号。以下この項中「法」といふ。)及び愛玩動物看護師養成所指定規則(令和三年農林水産省・環境省令第七号。以下この項中

1 法第三十一条第二号の愛玩動物看護師養成所の指定
2 法附則第二条第一号八及び二の養成所の指定
3 省令第七条(省令附則第四条において読み替えて準用する

1 部長専決事項を除く法及び省令の施行に関する事務

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日)
(ときは翌日)

令和四年四月二十八日

「省令」としての
の施行事務

場合を含む。
の規定による指
定の取消し

附 則

この訓令は、令和四年五月一日から施行する。

令和四年四月二十八日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐 阜 県 庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一 岐 阜 文 芸 社